布芝文

1215

114
A 4249

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず
といへりされば天より人を生ずるには萬人を
一方に平等に生じたるのみにて貴賤上下の
差別なきこと明なり
天地の間なる萬つの物を資りて衣食
住の用を達し自由自在互に他人の妨をなさ
ずして各安樂に世を渡し給ふの
趣意なりされども今廣く此人間世界を

其後立ては十はの者ども人の面を
愛きしの下篤めるもの貴人の下人をかて
其有様雲と泥との如き違ひなる仕方を
例を以て深く明かに説明す實際に人間
世を渡るべきもの多くは貴人の下人
となりて生涯を終るものなり世の中に
出でんとする仕事に成功あるものは
所謂下人の境遇を脱して貴人となるもの
なり

此の如き仕事をなすべき者は身を主人と
為せばなり主人とは多く貴人と
しかして心を用ひ心配を伴はむことを
要す故に勇力役に立つ者は勇力を
有する人の大なる事業をなす所の
職務の実行人をして仕方なき身分
変じて貴きものとなす身分
貴賤の区別は自ら高下を定む

是ハ世間ニ多く有るものにて
学ばれい時ハ人ハ学問の力なるべきとなる由て
此おしえ（教）ハ本末ともに天ハ定たる所業と
なるべし　漢の云く天ハ富貴を人に与ふるも
ハ貧賤を人の御ふるものなりとされば
生涯こゝろのゝまゝにて書籍富のあるべし
唯学問をい和く物なるをもう幼る者貴人と
なり富人となり世家なる者ハ貧人となり

下人ハ学なくのゝ

一学問ハ唯もつのゝしき字を釣り解し難き
古文を読み和歌を学ぶ詩を作るなど世上ハ
変の並なるべく文学をいふものハ仏寺の学問
に自ら下人の口を慣もしめ法会説法するとの
なるべし去来世間の儒者和学者などの中も
あさまでなるべく変事をのゝ仏古事
漢学者ハ世業ハの中ハ学ばるる者ハおく和歌を能

しかるに今日知るところの
四海の町人に為るべきものの学問は出精するを見て
やがて身代を相続人として親の名跡
を為すべき人に無理なる事なしとせず学問の
事業は漸くして日用の事に合ひぬ漸漸なり
されば今斯の実なるべき学問に先ず指向きすべ
き筋目あきらかに人間普通の日用に近き学問なり
然るいろは四十七文字と雖ども我の文言帳合の

仕方算盤の稽古天秤の法格等なる学文
進む学ぶ面白き筋条に書き多し地理学とは
日本国中に有る諸世界万国の風土道理有り
窮理学とは天地万物の性質を見るなり
御を知る学問なり一歴史とは二千年代記の書き
者なり万国古今の方物を記す書物
なり経済学とは一身一家の世帯より天下の
世帯を説きたるものの可修学なり身乃

行を他の人と異にし此世を隔てゝ天地の
道理を述べたるものにして学問を学ぶ
者は西洋の物理書を主とし大林の事は
日々の仮名にて用を便し或は手紙をも
文字なるものに模文字をも模ませ一科一業
実事を押て其事を教き物を造り
物事の道理を求めて之を用を進ること
あり貴賤人間普通の学問なり

貴賤上下の区別なく皆万国に学ぶ事
なり此夕方にて後は士農工商共に其分を
尽し銘々の家業を営み身を治し
家を整し一天下国家を治る事所要なる人の
天性生まれ付き職業は様々なれども一人なの
男の男一人なの女の女一人にして自由自立なる者なれ
ども唯自己自立とのみ唱へて公儀を知らざる

ら我住居屋に隔るさと雖も天の道理に基き人の情に従い他人の妨をなさずして我一身の自由を逞しうするを得さるとの間少も他人の妨をなさゝる限りは自分の金銭を費し為す事あるも他人に関係なく放蕩を書たとし自由自在なる他人に関係なく独り人の放蕩に請人の手を借りるを要せず

世間の風俗を知らず人の妨をなすを恥とする事は其人のことの為に罪を法に免れ又自由独立の事は人の一身より事のこと為に一国の上にも及ぼす事なり

亜細亜洲の東に離れ一個の島国なる日本外国と交を結ぶ迄は自国の産物のみを衣食し不品と思し事なりしの

まつぶ六年アメリカ人浦賀来り外国交易

の事なり今日の有様を及びしりてよりて定性
の後り色こと議論多く紛議擾夷おびただ
しのましく云へり況しのどれも其多所様く
遠ふ云ひ合の底の魂をもて其議論所より出ずるを
日本を三洋諸国とて同じ天地の間をゆきて
同じ日輪を戴きて同じ月を仰ぎ海を共にし
空気を共にし情を同じき人民なれば我が
篤くるの彼を恨し彼を辱るの我が為を
相敵く互に学ひ取る事しあるを誇る事小
なり互に其便利を達し互に其幸を祈る
天理人道を性く互の交を深ひ理の当然み
アフリカの黒奴こと思ふべく遊の為に英利要求
利加の軍艦を小恐れ国の辱と思しべ
日本国中三人民壹人残らず命を棄て
国の主を為さざる事を一国の自由獨立と
申を恥辱なり 然れを支那人などの如を

我国の外に国なきが如く外国の人を見れば
一口に夷狄と唱へ四足にてはうく高鼻の
人を見れば直ちに禽獣と称し自国の力
を以て外国人を追拒ん事を
都て夷狄と賤メらるゝなどの始末実に
国の名誉を汚す所一人の身の上にて云へば天
賦の自由を逆せもし我輩政府の陽
者たるものは主制政体一新以来我日本の
政制変化大に改り外国の公法を以て外国と
交り内に人民自由独立の所趣意なる旨と
平民苗字を賜ふ事馬丁一等の所改法を
士農工商四民の格式を同等に成保る事
と少生にあらず其他幾分の事共の
人民の生涯あるべし其身を附方位と申す
あるべき人の出徳に出て君層を申して位に
ものと名づけ重し職掌の官吏を粗畧

ゐせざるを以て為政者の責きなり如何ん其人の本
節を國民の右に置き國情を顧みず
其一方を重ずるの弊を生ずるの三人の書きるが如く國
法の書きるが旧幕府の時代に於て常に
字法の書を重ずるの目を事務を特進ひ
世事の人を下位を生ぜしめて立中の妨害と
なせしかを是人の知る所なり是等旧幕の
書きるが如く品格の書きるが如く法律
政府の威光を失ひ人を畏一人の自由を
妨げんとを卑怯なる仕方を以て
威をしかるの事なはみ以て朝廷を
ぬるく斯の如き所を以て
安んじ苟且なる宿弊と言ふ不利益の事
遠面なる主旨を論ず天理人情に叶ふ
なり一布を地て手を加へ是即一國

人民生れながらにして平等なるものなり

一前条よりして国中人々一身も一国も天の道理を

基とし不羈自由なるものなれば此一国の

自由と好けんと欲する者は下へ世界万国を敵と

為すとも恐るるに足らず一身の自由を好んで

生れながらの平等の権理を得ざるべからざるなり

まして政治の新法を設け民間等の苦難を

なすこと一切あるべからざる心にして唯天理を

恐れ人を畏るるの事我為すべしと申すべし凡そ

人生るるや天地の間に在て身分を保ち

五倫の大徳を全うし身を修し

人と生るるは物事の利を知らざる無ふして物事

の理を知らんと欲するは学問なり

是即大学問の為なる訳なり昨年以

来世を見るに四民の上に立て身分を尊

び信しやがて士族と肩を並べんの勢を生ず

幸自まてし三民ら四さ人称ひのれい政府の事
推ひせふる厚式道ノ設ヲ完什方ひるるれい
知ス身分と顧み我身分と重きものと
異ひ異者の所ひひる至のひれを世の中ヲ
無益文盲の民ひと情むあくに安ひ安ひ厚ま
ものひひ知者ものの極い耻を知ずひ
ひるを以ひ無智を以ひ貧窮を陥ひ飢寒
と迫るまとに身を罪せずして毒侍の

害人を起き甚しきに結党を結て乱妨ヲ
なふに至り耻を知ずひるを以ひ恬を恐れ
ばなく天下の法度を軽て其身の安全を
保ち其家の保世をいはんのトして私む事
のこと勿てもぶ私欲の為ヲ性又日ヲ経る
前収ヲ都合の次ヲ考ものや知たまり
身を慎ヲ慎ヲ慎て保の身世ひる事を慎
と貯るひとを知ヲ孫を教る事と知

ちに新たなる強力なれば其至る所已に
に道を拓き新機を生ず祖の家督を
一朝の煙と為す者数千の民を斯
支配するは道理を以て諭すべき
方法なれども敵国外患の西洋の
流に異民の上を苟き政府なりとせば
為すは政府の苟きを知り異民ノ
自ら招く罪なり異民の苟き政府

ゆえに良民の上なれば良き政府なるの理
なれば今日本国に於ては人民の性義本来
必ず沿海の者 假令人民の性義本来
喜怒哀楽尚無き文言を以て明に政府の
所為に幸一段厳重なる者一文人民皆
学問に志し物事の利害を知り文明に趨く
さて如何なる政府の法か実に大度の
所為なるか乃ち政の苟きと寛仁の

なるを以て人民の法に依て自ら
加減するものと心得べし　私等は高麗の
官員より別に朝廷の所命を奉ぜざる
者多し　諸民の為に諸を行ひ外国の侮を
防ぐを教ゆる国なり　倫を待て諸民に
示す寛大の政を見るべし　内外の職掌は
のごとく国中に充さるべしと
云へり　活潑敏捷を上下力を合せて

富国の志に務るの身分に相應せる風を
知り仁義を備へ其分を安ずる者多し
旧者を敬ひ新者を恤む　軍官は役人に一切を
主掌するのみにて主職の大小あるも其職
和の多少等の大小異なるに加へ小なる者は
消夕迫る接客者なれば一切中を以て言と
思ひ接客の門の表に世話掛と小書を
付し人民一身の獨立を主とせるなり

大り天下國の價を見せ商を盛さ多

や